

福井県報

第 173 号
令和 3 年
11月30日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は、県例規集登載事項)

規 則

※肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(四四・流通販

売課).....二

告 示

○社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録研修機関の変更(四一七・長寿福

祉課).....三

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(四一八・同).....三

○土地改良区の設立の認可(四一九・農村振興課).....四

公 告

○県の財政事情および公営企業の業務状況の公表(財政課).....四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決

定(統計情報課).....四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

県立病院).....四

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(九九).....四

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(一〇〇).....五

○政治団体の解散の届出(一〇一).....五

福井海区漁業調整委員会指示

○漁業法第百二十条第一項の規定に基づく指示.....五

規則

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十一月三十日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第四十四号

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則(昭和二十五年福井県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(施用上の注意等の表示)</p> <p>第一条の二 法第四条第一項第七号もしくは第三項の規定による知事の登録を受けた普通肥料または法第十六条の二第一項もしくは第二項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料(以下これを「普通肥料」という。)の生産業者は、別表の上欄に掲げる普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器または包装の外部(容器および包装を用いないものにあつては、各荷口または各個)に同表の下欄に掲げる表示事項を表示しなければならない。</p> <p>(生産数量の報告義務)</p> <p>第二条 普通肥料の生産業者は、毎年二月末日までに、前年中に生産した当該肥料ならびに当該肥料の生産に使用した原料および材料について、当該肥料の名称ごとに数量および価格を知事に報告しなければならない。</p>
<p>(生産数量の報告義務)</p> <p>第二条 法第四条第一項第七号もしくは第三項の規定による知事の登録を受けた普通肥料または法第十六条の二第一項もしくは第二項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料(以下これを「普通肥料」という。)の生産業者は、毎年二月末日までに、前年中に生産した当該肥料ならびに当該肥料の生産に使用した原料および材料について、当該肥料の名称ごとに数量および価格を知事に報告しなければならない。</p> <p>2 特殊肥料の生産業者は、毎年二月末日までに、前年中に生産した当該肥料について、当該肥料の名称ごとに数量および価格を知事に報告しなければならない。</p>	<p>2 法第二十二條第一項の規定による知事への届出に係る特殊肥料の生産業者は、毎年二月末日までに、前年中に生産した特殊肥料について、当該肥料の名称ごとに数量および価格を知事に報告しなければならない。</p>
<p>(肥料分析検査結果の公表)</p> <p>第五条 知事は、法第三十条第一項または第三項の規定により肥料またはその原料を収去したときは、当該肥料またはその原料の分析検査結果の概要を福井県報もしくは新聞紙への掲載またはインターネットを利用する方法により公表するものとする。</p>	<p>(肥料分析検査結果の公表)</p> <p>第五条 知事は、法第三十条第一項の規定により肥料またはその原料を収去したときは、当該肥料の分析検査結果の概要を福井県報もしくは新聞紙への掲載またはインターネットを利用する方法により公表するものとする。</p>

別表を記す。
附則
この規則は、令和三年十二月一日から施行する。

告 示

福井県告示第417号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条に規定する届出
があったので、同法附則第17条第2号の規定により、次のとおり公示する。

令和3年11月30日

福井県知事 杉本 達治

変更内容	事業者の名称	変更前の事業者の所在地	変更後の事業者の所在地	事業所の名称	喀痰吸引等 研修の課程	登録研修機関 登録番号
事業者の 所在地	株式会社オーボック ス	東京都千代田区神田平河町1番地 第3東ビル8階	東京都中野区本町3-31-11 DAIWA中野坂上ビル6階	株式会社オーボック ス	第一号研修 第二号研修	1813124

変更内容	事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	喀痰吸引等 研修の課程	登録研修機関 登録番号
事業所の 所在地	株式会社オーボック ス	東京都千代田区神田平河町1番地 第3東ビル8階	東京都中野区本町3-31-11 DAIWA中野坂上ビル6階	株式会社オーボック ス	第一号研修 第二号研修	1813124

福井県告示第418号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事
業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年11月30日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称
さくらのヘルパーさん
- 事業所の所在地
福井県大野市中津川32-33
- 事業者の名称
医療法人厚生会
- 廃止届出受理年月日
令和3年9月21日
- 廃止日

- 令和3年9月30日
サービスの種類
6 サービスの種類
訪問介護
7 介護保険事業所番号
1860590023

福井県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立を認可したので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和3年11月30日
福井県知事 杉本 達治
1 設立した土地改良区の名称
小浜堅海土地改良区

公 告

「福井県財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和23年福井県条例第16号）第2条第1項および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、県の財政事情および公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。

- 令和3年11月30日
福井県知事 杉本 達治
「別冊」は省略し、福井県総務部情報公開・法制課県政情報センター、財政課および会計局会計課若狭会計室に備え置き、一般の縦覧に供する。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和3年11月30日
福井県知事 杉本 達治
1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県情報セキュリティクラウド（第2期）サービス提供業務 一式
2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県地域戦略部統計情報課
福井県福井市大手3丁目17番1号
3 落札者を決定した日
令和3年10月27日
4 落札者の名称および住所

- NTTビジネスソリューションズ株式会社福井ビジネス営業部
福井県福井市日之出2丁目12-5
5 落札金額
403,810,000円
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年9月14日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和3年11月30日
福井県知事 杉本 達治
1 随意契約に係る調達物品の名称および数量
ゾルゲンスマ点滴静注 一式
2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月29日
4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社スズケン 福井支店
福井市米松2丁目20-15
5 随意契約に係る契約金額
166,747,222円
6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
7 随意契約理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による。

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月30日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和3年11月1日	工藤進と共に永平寺町と福井県をよくする会	工藤 進	工藤 進	吉田郡永平寺町松岡御公領605

福井県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月30日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和3年6月29日	福井県農政連二州支部	増田 貞雄	会計責任者 石丸 博治	倉田 愛子	
令和3年9月30日	中川智和後援会	上田 泰弘	代表者 上田 泰弘	赤尾 政治	
令和3年10月21日	山田賢一後援会	石塚 博英	主たる事務所の所在地 越前市蓬萊町5-7	越前市塚町2-12	

福井県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月30日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和3年10月18日	越前市の新時代を切り開く会	石塚 博英

福井海区漁業調整委員会告示

福井海区漁業調整委員会指示第3-9号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福井県の海面において、竿釣りおよび手釣りにより水産動物を採捕する場合について、次のとおり制限する。

令和3年11月30日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 定義

釣りをを行うために水産動物を増集させることを目的とするもので、1) 海中に直接散布するもの、2) カゴや袋に入れて海中に散布するもの、3) 釣り針につける餌以外の水産動物の餌および誘因物質、を「まきえ」といい、まきえを使用した釣りを「まきえ釣り」という。

第2 共同漁業権漁場における制限

次の表の共同漁業権漁場の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用した（磯渡しを含む。）まきえ釣りを禁止する。

共同漁業権漁場		区 域
免許番号	漁業権者	
共第2号	雄鳥漁業協同組合	・左記共同漁業権内の全域
共第5号、共第6号	福井市漁業協同組合	
共第8号	越廼漁業協同組合	
共第31号、共第32号、共第33号、共第35号、共第36号、共第37号、共第38号、共第50号、	若狭高浜漁業協同組合	・左記共同漁業権内に敷設された小型定置網の周囲100m以内の海域

第3 区画漁業権漁場における制限

次の表の区画漁業権漁場の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用したまきえ釣りを禁止する。

区画漁業権漁場		区 域
免許番号	漁業権者	
区第2号	福井市漁業協同組合	・左記区画漁業権内の全域

区第10号, 区第11号, 区第12号, 区第13号, 区第15号, 区第16号, 区第17号, 区第18号, 区第20号, 区第21号, 区第22号, 区第23号	・左記区画漁業権内の全海域
---	---------------

第4 定置漁業権漁場における制限

次の表の定置漁業権漁場の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用したまきえ釣りを禁止する。

定置漁業権漁場 免許番号	漁業の種類	区 域
定第2号	〃	
定第3号	〃	
定第5号	〃	
定第6号	〃	
定第7号	〃	
定第8号	〃	
定第10号	〃	
定第11号	〃	
定第12号	〃	
定第13号	いわし定置漁業	
定第15号	ぶり定置漁業	
定第16号	いわし定置漁業	
定第17号	ぶり定置漁業	
定第18号	〃	
定第20号	〃	
定第21号	〃	
定第22号	〃	
定第23号	〃	
定第25号	〃	
定第26号	〃	
定第27号	〃	
定第28号	〃	
定第30号	〃	
定第31号	〃	
定第32号	〃	

定第33号	〃	
定第35号	〃	
定第36号	〃	
定第37号	〃	
定第38号	〃	
定第50号	〃	
定第51号	〃	
定第52号	〃	
定第53号	〃	
定第55号	〃	
定第56号	〃	
定第57号	〃	
定第58号	〃	
定第60号	〃	
定第61号	いわし定置漁業 ぶり定置漁業	

第5 人工魚礁周辺漁場における制限

次の表の漁場の位置の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用したまきえ釣りを禁止する。

漁場の位置	区 域
(1) 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を結んだ線によって囲まれた海域	
ア 北緯36度03分20秒、東経135度59分02秒	
イ 北緯36度04分20秒、東経135度59分22秒	
ウ 北緯36度03分31秒、東経136度00分08秒	
エ 北緯36度02分44秒、東経135度59分52秒	
福井市越廼 地区沖合	(2) 次のオ、カ、キ、クおよびオの各点を結んだ線によって囲まれた海域
オ 北緯36度00分25秒、東経135度57分04秒	
カ 北緯36度02分10秒、東経135度58分26秒	
キ 北緯36度02分02秒、東経135度59分45秒	
ク 北緯36度00分41秒、東経135度58分42秒	

第6 指示の有効期間

令和3年12月1日から令和5年8月31日まで